

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

福島県伊達市

本市の総面積 26,512ha のうち、森林面積は 13,374ha(※1)であり、総土地面積の 50%を占めており、民有林 12,858ha、国有林 513ha で構成されている。森林資源の整備状況をみると、戦後営々として続けられてきた造林の推進により民有林の人工林面積は 4,718ha で人工林率は 36.7%となっている。原発事故の影響等による木材価格の低迷、林業の衰退、森林所有者の森林管理への関心が低くなり、本来の森林管理（伐採、植林、保育）のサイクルが停滞していることにより、森林環境の荒廃が顕著にみられ、森林の持つ多面的機能（水源涵養、土砂災害防止等）が低下している。このため、本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。※1：阿武隈川地域森林計画書（令和元年度樹立）より

1 森林整備の推進

森林経営管理法に基づく森林管理に関する意向調査を実施し、森林経営管理権の集約、管理計画を策定し、森林環境の回復、維持を図ることにより、森林の持つ本来の機能を発揮できる環境を再築するため、森林環境譲与税を活用して、地球の温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

森林整備に関連する林道沿線の環境整備及び維持管理、また、森林公園等の森林環境整備も併せて行っています。

2 人材育成・担い手確保

林業の低迷により、担い手不足、従事者の高齢化が進み新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため関係機関等と連携を図りながら、新規就業者の確保、林業関係資格取得の支援、林業体験イベントの開催、就業環境の改善など林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3 木材利用の促進

公共工事等における木材の積極的な利用を通じ、木材が有する調湿性、断熱性、緩衝性、紫外線吸収効果、リラックス効果等木材の良さを実感する機会の提供やPRをし、木材の利用による炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現や森林づくりの必要性等について市民の理解を深め、木材利用を促進します。

4 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、地域住民の理解の促進を図る。森林環境教育、地域材を活用した木育活用などを進めます。